

標準旅行業約款（手配旅行契約等）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款定めるところによりする。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結ぶときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（用語の定義）

第2条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、旅行又は取次ぎすること等により旅行者が運送・宿泊機器等の提供を受託し、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内への旅行をい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。3 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行者のために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機器等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手数料料金及び取消料金を除きます。）をいいます。4 この部で「通信会社」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段により申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以前に別に定めた提携会社のカード会員規約に従って決済することによって、旅行者が前記の提携会社から旅行代金等を当社が第2項又は第5項で定める方法により支払うことを受ける手配旅行契約をいいます。5 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日でない限り、

（手配旅行の終了）

第3条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適合等事由により、運送・宿泊機器等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければならない。通信契約を締結した場合には、カード利用日は、当社が運送・宿泊機器等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった旨、旅行者に通知したときとする。

（手配サービス）

第4条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を委託して行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第2章 契約の成立

（契約の申込み）

第5条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければならない。当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員登録及び依頼しうとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければならない。第1項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金額の一部として取り扱います。

（契約締結の拒否）

第6条 当社が、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じることがあります。(1) 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の所持するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。(2) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。(3) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。(4) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。(5) その他当社の業務上の都合があるとき。

（契約の成立時期）

第7条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受領した時に成立するものとします。2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

（契約成立の特則）

第8条 当社は、第5条第1項の規定にかかわらず、書面により特約を結ぶことで、申込金の支払いを受けなくとも、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

（乗客券及び宿泊券等の特則）

第9条 当社は、第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配の主な目的とする手配旅行契約であって旅行代金と併せて当社旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。(契約書面) 第10条 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した旅行代金（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗客券、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。2 前項本文を交付した場合には、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。(情報通信の技術を利用する方法) 第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下これを「記載事項」といいます。）を提出したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録されたことを確認します。2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられているときは、当該ファイルの書き出しを記録したことを確認し、旅行者の使用に係る通信機器に記録されたファイルに記載事項を閲覧したことを確認します。

第3章 契約の変更及び解除

（契約内容の変更）

第12条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。2 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消すに連動し、宿泊機器等を含む取り消し手数料、予約料金を旅行者が変更に必要な費用を負担するものとします。当社が前項の変更手配料金を支払わなければならない。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。(旅行者による任意解除) 第13条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、予約料その他の運送・宿泊機器等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消料金を支払わなければならない。2 前項の規定にかかわらず、取消料金を支払わなければならない。2 前項の規定にかかわらず、取消料金を支払わなければならない。2 前項の規定にかかわらず、取消料金を支払わなければならない。2 前項の規定にかかわらず、取消料金を支払わなければならない。

第4章 旅行代金

（旅行代金）

第16条 旅行者は、旅行開始前当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければならない。

（旅行代金の精算）

第17条 当社は、旅行者が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機器等に対して支払った費用で旅行者の負担すべきもの及び取扱料金（以下「精算旅行代金」といいます。）と旅行代金として既に受取した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第3項で定めるところにより運賃及び取扱料金を精算します。2 精算旅行代金と旅行代金として既に受取した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければならない。3 精算旅行代金が旅行代金として既に受取した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

第5章 団体・グループ手配

（団体・グループ手配）

第18条 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその代表者または「以下「契約責任者」といいます。」を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。(契約責任者) 第19条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「旅行者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有して、団体・グループの代表者として必要の事項を決定し、旅行者に提出し、旅行者に提出する業務は、当該契約責任者と行います。2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければならない。3 当社は、契約責任者が構成者に対して現にない、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選出した構成者を契約責任者とみなします。

（契約成立の特則）

第20条 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第5条第1項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けなく手配旅行契約の締結を承諾する場合があります。2 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けなく手配旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者による旨を記載した書面を交付するものと、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

（構成者の変更）

第21条 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。2 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に関する費用は、構成者に帰属するものとします。(派乗サービス) 第22条 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに派乗員を同行させ、派乗サービスを提供することができます。2 派乗員が派乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループが旅行サービスを受ける必要のあるとき限りです。3 派乗員が派乗サービスを提供する期間中は、原則として、8時から20時までとします。4 当社が派乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の派乗サービス料を支払わなければならない。

第6章 責任

（当社の責任）

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行きさせた者（以下「手配提供者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときには限りません。2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機器等の旅行サービスの提供中、官公署の命令その他の当社又は当社の手配提供者の過失と無関係な事由により損害を受けたときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。3 当社は、手荷物として生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行においては14日以内、海外旅行においては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社が故意又は重大な過失があった場合を除きます。）として賠償します。

（旅行者の責任）

第24条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を受けたときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならない。2 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の健康維持その他の手配旅行契約の履行について理解するよう努めなければならない。3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを受領し受領するもの、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときも、旅行代金に代えて速やかにその旨を当社、当社の手配提供者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならない。

（併済業務保証金）

第25条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂センタービル）の保証社員になっております。2 当社と手配旅行契約を締結した旅行者は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、前記の一般社団法人全国旅行業協会が保証している併済業務保証金から優先的に償還を受けることができます。3 当社は、旅行業務法第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に併済業務保証金分損金を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく営業保証金は供託しておりません。

第7章 併済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）

（併済業務保証金）

第25条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂センタービル）の保証社員になっております。2 当社と手配旅行契約を締結した旅行者は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、前記の一般社団法人全国旅行業協会が保証している併済業務保証金から優先的に償還を受けることができます。3 当社は、旅行業務法第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に併済業務保証金分損金を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく営業保証金は供託しておりません。

（併済業務保証金）

第25条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂センタービル）の保証社員になっております。2 当社と手配旅行契約を締結した旅行者は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、前記の一般社団法人全国旅行業協会が保証している併済業務保証金から優先的に償還を受けることができます。3 当社は、旅行業務法第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に併済業務保証金分損金を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく営業保証金は供託しておりません。

（併済業務保証金）

第25条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂センタービル）の保証社員になっております。2 当社と手配旅行契約を締結した旅行者は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、前記の一般社団法人全国旅行業協会が保証している併済業務保証金から優先的に償還を受けることができます。3 当社は、旅行業務法第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に併済業務保証金分損金を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく営業保証金は供託しておりません。

（併済業務保証金）

第25条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂センタービル）の保証社員になっております。2 当社と手配旅行契約を締結した旅行者は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、前記の一般社団法人全国旅行業協会が保証している併済業務保証金から優先的に償還を受けることができます。3 当社は、旅行業務法第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に併済業務保証金分損金を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく営業保証金は供託しておりません。

（併済業務保証金）

第25条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂センタービル）の保証社員になっております。2 当社と手配旅行契約を締結した旅行者は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、前記の一般社団法人全国旅行業協会が保証している併済業務保証金から優先的に償還を受けることができます。3 当社は、旅行業務法第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に併済業務保証金分損金を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく営業保証金は供託しておりません。

（併済業務保証金）

第25条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂センタービル）の保証社員になっております。2 当社と手配旅行契約を締結した旅行者は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、前記の一般社団法人全国旅行業協会が保証している併済業務保証金から優先的に償還を受けることができます。3 当社は、旅行業務法第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に併済業務保証金分損金を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく営業保証金は供託しておりません。

（併済業務保証金）

第25条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂センタービル）の保証社員になっております。2 当社と手配旅行契約を締結した旅行者は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、前記の一般社団法人全国旅行業協会が保証している併済業務保証金から優先的に償還を受けることができます。3 当社は、旅行業務法第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に併済業務保証金分損金を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく営業保証金は供託しておりません。

（併済業務保証金）

第25条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂センタービル）の保証社員になっております。2 当社と手配旅行契約を締結した旅行者は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、前記の一般社団法人全国旅行業協会が保証している併済業務保証金から優先的に償還を受けることができます。3 当社は、旅行業務法第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に併済業務保証金分損金を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく営業保証金は供託しておりません。

（その他）

第26条 当社は、渡航手続代行契約の成立後速やかに、旅行者に、当該渡航手続代行契約より引き受けた旅行サービス（以下「受託業務」といいます。）の内容、渡航手続代行契約の額、その収受の方法、当社の責任の他の必要事項を記載した書面を交付します。6 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下これを「記載事項」といいます。）を提出したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録されたことを確認します。7 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の使用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

（受託業務）

第27条 当社は、受託業務を行うに当たって知り得た情報を他に漏らすことのないようにいたします。(旅行者の義務) 第28条 当社は、当社が定める期間までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。2 旅行者は、当社が定める日までに、受託業務に必要な書類、資料その他の物（以下「渡航手続書類等」といいます。）を当社に提出しなければならない。3 当社が、受託業務を行うに当たって、本邦の官公署、在外日本館その他の者に、手数料、委託料その他の料金を（以下「査料等」といいます。）を支払わなければならないときは、旅行者は、当社が定める日までに当社に対し、当該査料等を支払わなければならない。

（契約の解除）

第29条 旅行者は、いつでも渡航手続代行契約の全部又は一部を解除することができます。2 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約を解除することができます。(1) 旅行者が、所定の期日までに渡航手続書類等を提出しないとき。(2) 当社が、旅行者が提出された渡航手続書類等に不備があると認めるとき。(3) 旅行者が、渡航手続代行料金、査料等又は前条第4項の費用を所定の期日までに支払われないとき。(4) 旅行者が前条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当することが判明したとき。

（第3条第1号の代行業務を受け入れない場合）

第30条 第3条第1号の代行業務を受け入れない場合において、旅行者が、当社の責に帰すべき事由によらず、旅券、査証又は再入国許可（以下「旅券等」といいます。）を取得できないと認められたときは、当社は、前項の規定に基づいて渡航手続代行契約が解除されたときは、旅行者は、既に支払った査料等及び前条第四項の費用を負担するほか、当社に対し、当社が既に行った受託業務に係る渡航手続代行料金を支払わなければならない。

（当社の責任）

第31条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときには限りません。2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国許可を得ることを確保するものではありません。したがって、当社が責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（当社の責任）

第32条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときには限りません。2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国許可を得ることを確保するものではありません。したがって、当社が責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（当社の責任）

第33条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときには限りません。2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国許可を得ることを確保するものではありません。したがって、当社が責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（当社の責任）

第34条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときには限りません。2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国許可を得ることを確保するものではありません。したがって、当社が責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（当社の責任）

第35条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときには限りません。2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国許可を得ることを確保するものではありません。したがって、当社が責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（当社の責任）

第36条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときには限りません。2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国許可を得ることを確保するものではありません。したがって、当社が責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（当社の責任）

第37条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときには限りません。2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国許可を得ることを確保するものではありません。したがって、当社が責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（当社の責任）

第38条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときには限りません。2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国許可を得ることを確保するものではありません。したがって、当社が責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（当社の責任）

第39条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときには限りません。2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国許可を得ることを確保するものではありません。したがって、当社が責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（当社の責任）

第40条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときには限りません。2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国許可を得ることを確保するものではありません。したがって、当社が責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（当社の責任）

第41条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときには限りません。2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国許可を得ることを確保するものではありません。したがって、当社が責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（当社の責任）

第42条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときには限りません。2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国許可を得ることを確保するものではありません。したがって、当社が責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（当社の責任）

第43条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときには限りません。2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国許可を得ることを確保するものではありません。したがって、当社が責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（当社の責任）

第44条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときには限りません。2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国許可を得ることを確保するものではありません。したがって、当社が責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（当社の責任）

第45条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときには限りません。2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国許可を得ることを確保するものではありません。したがって、当社が責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（当社の責任）

第46条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときには限りません。2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国許可を得ることを確保するものではありません。したがって、当社が責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（当社の責任）

第47条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときには限りません。2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国許可を得ることを確保するものではありません。したがって、当社が責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（当社の責任）

第48条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときには限りません。2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国許可を得ることを確保するものではありません。したがって、当社が責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（当社の責任）

第49条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときには限りません。2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国許可を得ることを確保するものではありません。したがって、当社が責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（当社の責任）

第50条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときには限りません。2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国許可を得ることを確保するものではありません。したがって、当社が責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（当社の責任）

第51条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときには限りません。2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国許可を得ることを確保するものではありません。したがって、当社が責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（当社の責任）

第52条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときには限りません。2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国許可を得ることを確保するものではありません。したがって、当社が責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（当社の責任）

第53条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が